

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業の事務手続マニュアル

令和3年3月

熊本県エネルギー政策課

目 次

	(ページ)
1. 交付金の概要	1
2. 年間スケジュール	3
3. 各種事務手続要領	
(1) 交付申請書	4
(2) 交付決定前着手届出	6
(3) 変更承認申請書	6
(4) 工事着工報告書	6
(5) 工事完成報告書、しゅん工確認検査要請書、事業実施状況確認表	6
(6) 実績報告書	7
(7) 支払請求書 及び 補助金等口座振込依頼書	8
(8) 事業評価報告書	8
(9) 交付申請取下届出書	8
(10) 財産台帳の整理	8
各種様式	9～
石油貯蔵施設立地対策等交付規則	28～
交付対象施設一覧表	35
熊本県補助金等交付規則	36～

1 交付金の概要

(1) 制度の目的

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資する。

(石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(以下、交付規則という。)第二条)

(2) 財源

石油石炭税の税収をもとに、特別会計に関する法律によるエネルギー対策特別会計の燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策勘定を財源とする。

(3) 交付対象者

石油貯蔵量の合計が10万kl以上の貯蔵施設の立地市町村及びこれに隣接する周辺市町村、都道府県(交付規則第四条第2項)

※熊本県は交付を受けていないため、県分は市町村へ配分されている。

(4) 交付スキーム

国(経済産業省資源エネルギー庁石油精製備蓄課) ⇒ 都道府県 ⇒ 市町村

(5) 国から県への交付限度額(交付規則第五条第二項の算式による 熊本県は10万kl以上100万kl未満の算式に該当)

交付限度額(単位:百万円) = $V \times 0.495 + 11.55$

(V = 石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量(単位:万kl))

平成27年度熊本県交付金限度額 = $10(V) \times 0.495 + 11.55 = 16.5$ 百万円

(6) 平成28年度以降の交付金の配分額（関係市町村との協議により決定）

	市町村	交付額 (単位：千円)
所在市	八代市	13,205
八代市合併前 隣接町	芦北町	1,100
	氷川町	550
八代市合併後 隣接市町村	宇城市	235
	美里町	235
	山都町	235
	水上村	235
	五木村	235
	山江村	235
球磨村	235	
合計	10市町村	16,500

※上記配分額は石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第五条第2項により、平成28年度以降の県への交付額が平成27年度の県への交付額と同額である場合の額とする。

(7) 交付対象事業

交付規則別表（第三条関係）及び資源エネルギー庁石油部長運用通達の交付対象施設一覧表のとおり。（35、36 ページ参照）なお、周辺市町村については、規則の目的に照らし、消防に関する施設のみ認められる。

[消防に関する施設]

消防署（分遺所を含む）、消防団詰所、消防車車庫、消防車、消防艇、消防用ホース、消防用無線機器、防火衣、大型高所放水車、高規格救急自動車、救急車、救急高度化推進医療機器、その他これに準じる施設

[県内市町村整備例]

小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、その他の消防施設（※）

（※）「その他の消防施設」については、国との事前協議により認められたものに限る。

(8) 関係法令

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則
熊本県補助金等交付規則

2 市町村の年間事務スケジュール

(1) 上期申請の場合

事業内容	時期	備考
交付申請ヒアリング	4月中旬	市町村はヒアリングより前の日に資料一式のデータを提出すること
交付申請書提出	5月10日まで	
交付決定前着手届	申請書と同時	事前着手する場合のみ
交付決定(県⇒市町村)	6月末以降	
着工報告	契約完了後	契約完了後、速やかに
事業の変更承認申請	随時	
完成報告	事業完了後	事業完了後、速やかに
県による竣工確認検査	完成報告後	
実績報告(市町村⇒県)	市町村による竣工確認検査後	事業完了後20日以内又は3月31日のいずれか早い日まで
額の確定(県⇒市町村)	実績報告後	
交付金請求	額の確定後	
事業評価報告	事業完了から3月以内	

(2) 下期申請の場合

事務内容	時期	備考
交付申請ヒアリング	9月中旬	市町村はヒアリングより前の日に資料一式のデータを提出すること
交付申請	10月10日まで	
交付決定前着手届	申請書と同時	事前着手する場合のみ
交付決定(県⇒市町村)	2月上旬	
着工報告	契約完了後	契約完了後、速やかに
事業の変更承認申請	随時	
完成報告	事業完了後	事業完了後、速やかに
県による竣工確認検査	完成報告後	
実績報告(市町村⇒県)	市町村による竣工確認検査後	事業完了後20日以内又は3月31日のいずれか早い日まで
額の確定(県⇒市町村)	実績報告後	
交付金請求	額の確定後	
事業評価報告	事業完了から3月以内	

※下期申請の場合、事務スケジュール上、県から市町村への交付決定が12月頃になることから、事業の年度内完了が難しくなるため、極力、上期に申請すること。

3 各種事務手続き要領

(1) 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付申請書（様式9～12ページ）

必要書類一覧表

	書 類 名	備 考
ア	交付申請書	様式第1号（9ページ参照）
イ	交付対象事業に要する経費内訳書	様式第1号別紙（10ページ参照）
ウ	交付対象事業概要説明書	様式第2号（11ページ参照）
エ	整備計画書	様式は任意（12ページ参照）
オ	整備理由書	様式は任意
カ	事業位置図（管内図）	
キ	事業箇所付近見取り図	
ク	事業箇所写真	
ケ	仕様書	
コ	見積比較表	
サ	見積書	
シ	製品カタログ	

記載要領

ア 交付申請書（様式第1号 9ページ参照）

- ・ 交付対象事業の内容は、何を整備するのか分かるよう簡潔に記入。

例) 消防用小型動力ポンプ購入事業

- ・ 交付対象事業に要する経費は、総事業費を記入。

イ 交付対象事業に要する経費内訳書（様式第1号別紙 10ページ参照）

- ・ 交付の対象の区分は、「第4条第2項」、地点名は「八代市」と記入。

- ・ 施設区分は、交付規則別表の施設名を記入。例) 消防施設

- ・ 施設は、名称と規模を記入。例) 小型動力ポンプ 1台

- ・ 場所は、事業実施地を番地まで記入。

- ・ 予定工期は、実際の工期が超過した場合は理由書が必要となるので、余裕を持って設定すること。開始年月日は契約予定日、完成年月日はしゅん工予定日とする。

- ・ 収入のその他は、他の補助がある場合に記入。国補助については法令により補助割合が定められているもの以外で、かつ、交付金目的に合致するもののみ認められるので、いわゆる裏補助により申請する場合は事前に相談すること。

ウ 交付対象事業概要説明書（様式第2号 11ページ参照）

- ・ 直営、請負の別欄は、物品購入の場合は「直営」、工事の場合は「請負」を記入。

エ 整備計画書（様式は任意、参考様式は12ページ参照）

- ・ 当該年度及び前後各2年間の整備内容、財源を記入すること。

オ 整備理由書（様式は任意）

- ・申請理由には交付金の目的に合致している施設であること、石油貯蔵施設との関連性を下記項目の内容を挙げるなど、具体的に記載すること。
 1. 現状（施設整備計画の位置づけ、消防組織、石油貯蔵施設との関係（タンクローリーが頻繁に通行している）など）
 2. 必要性（既存設備の老朽化の状況、耐用年数など）
 3. 見込まれる成果（記入例：故障等の解消による機動力の確保、消防力の強化による地域住民の安全確保等）

カ 事業実施位置図

- ・管内図とし、実施箇所を表示すること。

キ 実施箇所付近見取図

- ・住宅地図等とし、実施箇所を表示すること。

ク 事業実施箇所写真

- ・納入先や更新対象の既設物品写真を添付すること。

ケ 仕様書

- ・消防車両や小型動力ポンプは本体、標準艀装、付属品等に分けること。
- ・納品物に「 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業」の文字入れを行うよう記載すること。

コ 見積書

- ・見積は3者以上から徴収し、見積徴収の起案及び決裁を取ること。
- ・付属品がある場合、本体と別にして「付属品一式」とするか、仕様書に記載されている付属品名を全て記載するかどちらかに統一すること。
- ・消防車両は、本体、標準艀装、特殊艀装、付属品等に分けること。

サ 見積比較表

- ・採用価格は見積の最低額とする。採用価格がどれか分かるよう記載すること。

シ カタログ

- ・採用した製品がどれか分かるように蛍光ペン等で印を付けること。

その他

- ・消防車両等の重量税、リサイクル料、無線申請手数料は交付対象外。
- ・交付決定後、事業内容の変更（設置箇所や数量の変更、仕様変更など）が必要となった場合は、事前に変更承認が必要となるので、申請前に事業を精査し、極力変更のないようにすること。軽微と思われる変更についても、必ず事前に県へ連絡・相談をすること。

(2) 交付決定前着手届（様式第3号 13ページ参照）

- ・交付決定前着手は、一定時期における施設等の使用開始を目的とするもの若しくは交付決定を待って事業に着手したのでは年度内に完了できないなど、やむを得ない場合

に限り認められる。

- ・申請書と同時に提出し、提出日付も申請書と同日とすること。
- ・着手予定年月日は契約予定日、完了予定年月日は完了検査予定日を記入すること。
- ・交付決定前に事業を完了させないこと。

※届出書は県に提出後、経済産業局が受理しなければ事業に着手できない。

(3) 変更承認申請書 (様式第4号 14ページ参照)

- ・変更承認申請が必要な事例 (重要な変更の基準)

交付対象経費の20%以上の変更、又は、事業の実施場所、規模、構造又は工法等の変更、備品等の仕様で重要な部分に関する変更の場合は、変更承認申請が必要となる。

- ・事業内容に変更が生じる場合には、変更承認申請の有無にかかわらず、まず県に報告すること。
- ・変更承認申請書を提出した場合には、承認されるまで、当該変更部分の施行はできないので留意すること。

(4) 工事着工報告書 (様式第5号 15ページ参照)

- ・契約後、契約書の写しを添付の上、速やかに提出すること。
- ・着手は契約日、完成(予定)は、しゅん工検査予定日を記入。
- ・施工方法は、物品購入の場合は「直営」と記入。工事の場合は請負者の住所、氏名を記入。

(5) 工事完成報告書、しゅん工確認検査要請書、事業実施状況確認表

(様式第6号、様式第7号 16~18ページ参照)

- ・しゅん工検査後、速やかに提出する。その後、県によるしゅん工確認検査を行う。
- ・着手は契約日、完成はしゅん工検査日(納入検査日)を記入。

(6) 実績報告書 (様式第8号 19~23 ページ参照)

必要書類一覧表

	書 類 名	備 考
ア	実績報告書	様式第8号 19~22ページ参照
イ	交付金事業収支総括表	
ウ	費目別内訳書	
エ	財産一覧表	
オ	交付金事業チェックリスト	23ページ参照
カ	事業位置図 (管内図)	
キ	事業箇所付近見取り図	
ク	施行伺い	設計書、仕様書等添付
ケ	入札関係書類	指名審査会資料、指名伺い、指名通知、予定価格調書、入札書、委任状、開札調書等
コ	契約締結伺い	契約書 (案) 添付
サ	負担行為書	
シ	契約書	
ス	納品書	
セ	検査調書	写真を添付
ソ	請求書	
タ	支出命令書	
チ	変更契約に係る書類一式	変更設計書等 ※変更契約した場合

記載要領

ア 実績報告書 (様式第8号 19ページ参照)

- ・ 予算額は、交付申請書の交付対象事業に要する経費を記入。

イ 交付金事業収支総括表 (様式第8号 20ページ参照)

- ・ 着手年月日は、契約日、完成年月日はしゅん工検査日 (納入検査日) を記入。

ウ 費目別内訳書 (様式第8号 21ページ参照)

- ・ 種別及び仕様等は、申請書の経費内訳書 (支出内訳書) の記載内容と統一すること。
- ・ 支払義務額は、実績報告時に支払いが済んでいない場合に記入。
- ・ 引取年月日はしゅん工検査日を記入。

エ 財産一覧表 (様式第8号 22ページ参照)

- ・ 財産処分制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)」を参照の上、記入。

オ 交付金事業チェックリスト (様式第8号 23ページ参照)

- ・ 確認者について、事業担当課と検査課が同一の場合は、確認者が異なるようにすること

(7) 支払請求書 (様式第9号 24~25 ページ参照)

- ・精算払の場合、額の確定通知後、請求書を提出する。
- ・物品購入の場合は、工事費の欄に請求額を記入。

(8) 事業評価報告書 (様式第10号 26~27 ページ参照)

- ・事業完了後、3月を経過以内に提出する。
- ・交付金事業の成果及び評価欄には、申請書の整備理由に記載した成果の達成状況について具体的に記入。

(9) 交付申請取下届出書 (様式第11号 28 ページ参照)

- ・事業を取り下げる場合に提出する。

(10) 財産台帳の整理

- ・交付金事業で整備した財産については、台帳を整備して確実に管理すること。様式は自治体所定の様式による。
- ・過去に交付金事業で整備した財産についても、財産処分期間を念頭に置いて適正に管理しておくこと。(会計検査において、管理状況がわかる資料提示の他、現場確認が行われた実績あり。)

様式第1号

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金交付申請書

〇〇第 号
年 月 日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

住所

(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付金事業については、熊本県補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

	記	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業内容を簡潔に記入</div>	
1. 交付対象事業の内容		消防用小型動力ポンプ購入事業	} 記入例
2. 交付対象事業に要する経費 (明細は別紙のとおり)		1,700,000 円	
3. 交付を受けようとする額		500,000 円	

交付対象事業に要する経費内訳書

1. 総括表

(単位：円)

交付の対象の区分	地点名	事業主体	施設区分	施設	場所	予定工期	収 入						支 出								
							自己資金	起債又は借入金	その他	基金造成費	交付金	合計	交 付 対 象 経 費						その他	合計	
													工事費	用地費及び補償費	調査設計費	附帯雑費	基金造成費	小計			
第4条第2項 (記入例)	八代市	〇〇市町村	消防施設	小型動力ポンプ 1台	〇〇市町村〇〇123	R . . . ～ R . . .	1,200,000	0	0	0	500,000	1,700,000	1,700,000	0	0	0	0	0	1,700,000	0	1,700,000
							1,200,000	0	0	0	500,000	1,700,000	1,700,000	0	0	0	0	0	1,700,000	0	1,700,000

石油貯蔵施設のある「八代市」と記入

2. 支出内訳書 (事業主体名 〇〇市町村 施設名 消防用小型動力ポンプ 1台)

(1) 事業費

(イ) 工事費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費 (記入例)	小型動力ポンプ B-3級	1台	1,700,000	1,700,000	
そ の 他					
合 計		1台	1,700,000	1,700,000	

(ロ) 用地費及び補償費 該当なし

(ハ) 調査設計費 該当なし

(二) 附帯雑費 該当なし

(2) 基金造成費 該当なし

交付対象事業概要説明書

住所

(地方公共団体名) 長 ○○○○

1. 交付対象事業の概要

交付の対象の区分	地点名	事業主体	施設区分	施設名及び規模	交付対象事業の実施場所	交付対象事業の施工計画				
						着手(予定)年月日	用地取得(予定)年月日	完成(予定)年月日	利用開始(予定)年月日	直営、請負の別
第4条第2項 (記入例)	八代市	○○市町村	消防施設	小型動力ポンプ 1台	○○市町村○○123	R . .		R . .	R . .	直営

2. 添付資料

- (1) 交付対象事業の実施場所の付近見取図
- (2) 施設等の配置図、平面図及び立面図

物品購入の場合は「直営」、工事の場合は「請負」と記入

(参考様式 記入例)

〇〇市町村 消防施設整備計画書

施設名	年度	年度	年度	年度	年度	合計	財源
小型動力ポンプ	1	1	1	1	1	5	石油貯蔵施設立地対策等交付金 及び 一般財源
消防用ホース	10	10	10	10	10	50	一般財源
小型動力ポンプ積載車	1	1	1	1	1	5	一般財源

当該年度及び前後各
2年間分を記入

財源名を記入

様式第3号

〇〇第 号
年 月 日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

交付申請書の日付と同日

(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金対象事業の交付決定前着手
について (届出)

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金対象事業に係る下記の事業について、別記の理由により交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

対象施設名	規 模	交付申請額 (単位:円)	事業主体	着手予定 年 月 日	完成予定 年 月 日
消防用小型動力ポンプ	(型式、数量)	1,700,000	〇〇市町村	(申請書と同日)	(申請書と同日)
合計		1,700,000			

} 記入例

熊本県知事 〇〇〇〇 様

住所

(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金については、下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県商工観光労働部補助金等交付要項第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 変更計画の理由

添付書類

- 1
- 2

熊本県知事 〇〇〇〇 様

(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

工事着工報告書

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業を下記のとおり着工しましたので報告
します。

		記		
事業名	消防用小型動力ポンプ購入事業			
着手		年	月	日
完成(予定)		年	月	日
事業実施場所				
施工方法	直営			
(請負の場合 は請負者の 住所、氏名)				
事業費				円

着手は契約日、完成(予定)は
竣工検査予定日を記入

} 記入例

熊本県知事 〇〇〇〇 様

(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業しゅん工確認検査要請書

下記工事等しゅん工しましたので、確認くださるよう要請します。

記

事業名	消防用小型動力ポンプ購入事業	} 記入例
事業実施場所		
事業概要	消防用小型動力ポンプ購入 1台	
請負者	住所 氏名	
契約額		円
着手年月日	年 月 日	
しゅん工年月日	年 月 日	
実施しゅん工年月日	年 月 日	
しゅん工検査年月日	年 月 日	
検査員職氏名		

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業実施確認表

実施者:(県名) ○○県

調査年月日 令和 年 月 日

(現地調査年月日 令和 年 月 日)

交付申請者	○○町長 ○○ ○○
交付金事業者	○○町
施設名	例:消防ホース
施設名及び規模	例:消防ホース 例:○Mpa○mm×○m ○本
交付決定番号及び年月日	○○第○○号 令和○年○月○日
事業の実施期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日

	交付決定額(円)			確定(見込)額(円)		
	総事業費	対象事業費	交付金額	総事業費	対象事業費	交付金額
工事費						
用地費及び補償費						
調査設計費						
附帯雑費						
基金造成費						
計						

1. 起工伺		4. 入札の執行(税込み)		8. 変更契約(税込み)	
(1) 決裁日	令和 年 月 日	(1) 入札日	令和 年 月 日	(1) 変更伺(決裁日)	令和 年 月 日
(2) 予算額	¥	(2) 参加者数		(2) 変更契約日	令和 年 月 日
(3) 業者選定方法		(3) 委任状提出者数		(3) 変更後の契約額	¥
2. 入札の経過		(4) 入札回数		(4) 変更後の工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
(1) 指名委員会	令和 年 月 日	(5) 落札時調書	最高¥ 最低¥	(5) 変更の理由	
(2) 指名伺(決裁日)	令和 年 月 日	(6) 落札価格	¥	9. 竣工届	令和 年 月 日
(3) 指名業者数		(7) 落札業者		10. 検査調書	令和 年 月 日
(4) 入札通知	令和 年 月 日	(8) 随契の理由		11. 工事引渡書	令和 年 月 日
(5) 現場説明		5. 支出負担行為書	令和 年 月 日	12. 支払経理(税込み)	
3. 予定価格(税抜き)		6. 契約書(税込み)		(1) 前払いの状況	¥ (R . . .)
(1) 設計金額	¥	(1) 契約日	令和 年 月 日	(2) 精算払請求書	令和 年 月 日
(2) 予定価格	¥	(2) 契約金額	¥	(3) 支払決議書(決裁日)	令和 年 月 日
(3) 最低制限価格	無/有(¥)	(3) 工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	(4) 支払日	令和 年 月 日
(4) 査定者		7. 着工届・工程表	令和 年 月 日	(5) 領収書 ※	令和 年 月 日

※領収書又は振込先金融機関の証拠書類で確認

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業実績報告書

〇〇第 号
年 月 日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

住所

(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付金事業は、年 月 日をもって完了しましたので、熊本県補助金等交付規則第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

竣工検査日を記入

1. 交付金事業の実施状況

(1) 交付金事業の内容 消防用小型動力ポンプ購入事業

(2) 交付金事業収支状況

イ 支出実績額	1,500,000 円 (予 算 額 1,700,000 円)
ロ 交付金充当額	500,000 円 (交付決定額 500,000 円)

記入例

申請書の交付対象事業
に要する経費を記入

2. 交付金事業収支総括表

交付の対象 の区分	地点名	事業主体	施設区分	施設名 及び規模	交付金事業の実施場所	交付金事業の施工期間		
						着手年月日	完成年月日	利用開始年月日
第4条第2項 (記入例)	八代市	〇〇市町 村	消防施設	消防用小型動力ポンプ 1台	〇〇市町村〇〇123	年 月 日	年 月 日	年 月 日

石油貯蔵施設のある「八代市」と記入

(単位 円)

収												入								
自己資金			起債又は借入金			その他			基金造成費			小計			交付金			合計		
予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額
1,200,000	1,000,000	200,000										1,200,000	1,000,000	200,000	500,000	500,000	0	1,700,000	1,500,000	200,000

(単位 円)

支												出											
工事費			用地費及び補償費			調査設計費			附帯雑費			基金造成費			小計			その他			合計		
予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額			
1,700,000 (500,000)	1,500,000 (500,000)	200,000 (0)																1,700,000 (500,000)	1,500,000 (500,000)	200,000 (0)			

※下段の () は交付金充当額

3. 費目別内訳書（事業主体名 ○○市町村 施設名 消防用小型動力ポンプ）

(1) 事業費

(イ) 工事費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			引 取 年 月 日	支 払 年 月 日 (予定)	交 付 金 充 当 額	備 考	
						予 算 額	決 算 額						
							支 払 済 額	支 払 義 務 額					計
交 付 対 象 経 費	消防用小 型動力ポ ンプ B-3級	1	1,500,000	(業者の住所 氏名)	年 月 日	1,700,000		1,500,000	1,500,000	年 月 日	年 月 日	500,000	
そ の 他													
計													

- (ロ) 用地費及び補償費 該当なし
- (ハ) 調査設計費 該当なし
- (ニ) 附帯雑費 該当なし
- (2) 基金造成費 該当なし

4. 財産一覧表

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第18条の財産は次のとおりである。

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	単価	金額	契約年月日	引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考 (消費税) (財産処分制限期間)
消防用小型動力ポンプ (記入例)	B-3級	1	1,500,000	1,500,000	年 月 日	年 月 日	年 月 日	500,000	消費税額111,111円 財産処分制限10年

消費税額と財産処分制限期間を記入

(記入例)

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業チェックリスト

検査対象期間: 令和 年 月 日(交付決定日)～令和 年 月 日(検収日)

〇〇市町村における審査結果	熊本県における審査結果
事業者名称: 〇〇市町村 事業名: 〇〇〇〇整備事業 ①確認者(事業担当課名: 〇〇〇〇、責任者の役職名: 〇〇〇〇課長、氏名 〇〇〇〇) ②確認者(事業検査課名: 〇〇〇〇、責任者の役職名: 〇〇〇〇課長、氏名 〇〇〇〇) 管理(事業)番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇-〇	担当課: エネルギー政策課 ①検査員: ②検査員:

事業担当課と事業検査課が同一の場合は、課長と課長補佐等の2名を記入

対象項目	判定 (適合=○) (不適合=×) (該当無し=-)	点検ポイント	確認する書類	判定 (適合=○) (不適合=×) (該当無し=-)	検査員記入欄
経費全般	○	経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、かつ、事業期間中に終了(支払)したもののか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・交付申請書(写) ・交付決定通知書 ・変更承認申請書(写) ・変更承認通知書 ・実績報告書(写) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 県に提出時は空欄 県検査員が確認後記入。 </div>	
	○	事業目的に合致し、かつ当該事業に使用された経費か			
	○	補助対象とならない費用(振込手数料、為替差損等)の計上はないか			
	○	経費の区分ごとに配分された額内に収まっているか、また流用額は認められた範囲内か			
	—	株式持分比率が100%の子会社等から調達する場合利益排除を行っているか			
	—	外貨支払いにおける円換算は外貨使用の際の両替レートを適用する等合理的な方法で行われているか			
	○	それぞれの支払い方法による支払事実を示す証ひょうは備わっているか			
	○	小数点以下の端数計算は切捨てられているか			
備品費・借損料	○	通常フロー(仕様→見積→発注→納品→検収→支払)にしたがって取引されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書・カタログ ・起工伺書・仕様書 ・入札会社選定理由書・入札調書 ・契約書 ・支出負担行為書 ・納品書・保証書 ・検査調書・検査員任命書 ・請求書・支出命令書 【現物調査】 ・管理状況(現物、識別)、稼働状況 ・取得財産管理台帳 		
	○	相見積もりを徴収していない場合、選定理由書は整備されており、またその理由は妥当であるか			
	—	インターネット取引の場合、発注画面等を出したものは整備されているか			
	○	納品書には検収担当者の検収(日付、押印)がなされているか			
	○	購入・製造等した設備等の備品は当該事業で取得したことがすぐに判別できるよう整理されているか			
	○	購入した備品が他の事業で使用されていないか(パソコン等の場合はフォルダ、ファイルに問題ないか等を確認)			
	○	購入した備品は当該事業の計画に照らして十分に使用されていたか(機器の使用履歴に問題がないか)			
	○	銀行振込受領書又は領収書及び現金出納簿等により支払の事実が確認できるか			
	○	(単価50万円以上の場合)取得財産管理台帳・明細表は整備しているか			
—	(リース・レンタルの場合)事業期間中に要した費用のみ計上されているか				
消費税仕入税額控除 (該当の有無を○、× で記載。全て○の場合 には補助金に係る仕 入控除(補助金申請か らの控除、国への返 還)が発生する場合が ある。)	○	補助金を消費税込みで申請している/交付されている	<ul style="list-style-type: none"> 【免税事業者】 ・補助事業年度の前々年度に係る法人税申告書(法人事業概況説明書及び添付したPL又は売上高等の事業所別の内訳書等の売上高の分かる書類) 【簡易課税事業者】 ・補助事業年度に係る消費税確定申告書 【特定収入割合5%超法人】 ・補助事業年度に係る消費税確定申告書(課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表及び特定収入割合の計算部分を含む。) 		
	×	課税事業者である(免税事業者又は簡易課税事業者ではない)			
	○	特定収入割合が5%を超える消費税法別表第3に掲げられる法人に該当しない			
	×	※以下のいずれかに該当する場合のみ○を、いずれにも該当しない場合には×を記載。			
		①課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の事業者である			
	②課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超だが、一括比例配分方式を採用している				
	③課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、個別対応方式を採用しており、非課税売上げにのみ要する仕入れ以外の仕入区分に補助事業支出が該当する				

石油貯蔵施設立地対策等交付金支払請求書

〇〇第 号
年 月 日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

住所
(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

年 月 日付け〇〇第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金の精算払(第 回概算払)を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 金 円也
2. その請求額の内訳
(精算払の場合)

石油貯蔵施設立地対策等交付金精算払請求額内訳書

費 目	交付決定額	確定額①	概算金受領額 ②	差引請求額 ① - ②
1. 事業費 イ 工事費 ロ 用地費及び 補償費 ハ 調査設計費 ニ 附帯雑費 2. 基金造成費				
合 計				

(概算払の場合)

費 目	交付決定		前回まで		今回対象の			支出済 交付金 額 ④	請求額 ①+②+ ③-④
	交付 対象 費用	交付 金の 額	支出 費用	所要 交付 金①	支出 費用	所要交付 金(実 績)②	所要交付 金(見 込)③		
1. 事業費									
イ 工事費									
ロ 用地費及 び補償費									
ハ 調査設計費									
ニ 附帯雑費									
2. 基金造成費									
合 計									

様式第10号

年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業評価報告書

〇〇第 号
年 月 日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

住 所
(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付金事業の成果の評価について石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第14条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- (注) (1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

(記入例)

様式第10号別紙

1 事業評価総括表

番号	交付金事業の名称	交付対象都道府県又は市町村その他の者の名称	交付金事業に要した費用(千円)	交付金充当額(千円)	備考
1	消防用小型動力ポンプ購入事業	熊本県〇〇市町村	1,500	500	

2 事業評価個表

番号	交付金事業の名称			
1	消防用小型動力ポンプ購入事業			
交付対象都道府県又は市町村その他の者の名称	熊本県 〇〇市町村			
交付金事業実施場所	〇〇市町村〇〇123			
交付金事業の概要	消防用小型動力ポンプ購入 1台			
総事業費(千円)	1,500	交付金充当額(千円)	500	
交付金事業の成果及び評価	(申請書の整備理由に記載した成果の達成状況を具体的に記入)			
交付金事業の実施に伴い締結された売買、賃借、請負その他の契約				
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額(千円)
	消防施設整備	一般競争入札		
成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無				
無				
本事業に来年度以降も交付金を充当する場合の本事業に係る基本的な考え方				
消防力の充実強化は、火災等の被害減少及び住民の安全安心の確保のため必要不可欠である。来年度も交付金を活用し、消防施設整備計画に基づき整備を行う。				
交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度			無	

様式第11号

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付申請取下届出書

〇〇第 号

年 月 日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

住所

(地方公共団体名) 長 〇〇〇〇

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、熊本県補助金等交付規則第8条の規定により届け出ます。

記

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則

(通則)

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「令」という。）第五十条第二項に定める交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第百五十五号）によるほか、この規則に定めるところによる。

(交付金の目的)

第二条 この交付金は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第三条 この規則において、「石油」とは、原油、揮発油、ジェット燃料油、燈油、軽油、重油及び液化石油ガス（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガスを液化したものをいう。以下同じ。）をいう。

2 この規則において「石油精製業者等」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第五条第一項に定める石油精製業者等及び石油の貯蔵の業務を専ら

当該石油精製業者等の委託を受けて行う法人、同法第十条第一項に定める石油ガス輸入業者及び液化石油ガスの貯蔵の業務を専ら当該石油ガス輸入業者の委託を受けて行う法人並びに経済産業大臣及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構をいう。

3 この規則において「石油貯蔵施設」とは、石油精製業者等が新設、増設又は保有する石油の貯蔵施設をいう。

4 この規則において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

5 この規則において「対象区域」とは、令第五十条第二項に規定する対象区域をいう。

6 この規則において「公共用の施設」とは、別表上欄に掲げる交付金に応じて同表下欄に掲げる施設をいう。

7 この規則において「直接交付事業」とは、対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県が当該対象区域において行う公共用の施設の整備の事業をいい、「間接交付事業」とは、対象区域において市町村その他の者が行う公共用の施設の整備の事業に対し当該対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県が行う補助事業をいう。

(交付の対象)

第四条 経済産業大臣は、昭和五十三年四月一日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設（昭和五十三年四月一日において現に工事が行われている石油貯蔵施設の新設又は増設を含むものとし、工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第一項に定

める移転促進地域にあつては、増設に限る。)に伴って行われる直接交付事業又は間接交付事業(以下「交付対象事業」という。)が適当と認められるときは、予算の範囲内において、当該石油貯蔵施設に係る対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付する。

2 経済産業大臣は、第九条の規定により交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の一年前の会計年度の末日において、一市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が十萬キロリットル以上の場合において行われる交付対象事業(石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域において行われる公共用の施設の整備の事業に係るものに限る。)が適当と認められるときは、予算の範囲内において、当該石油貯蔵施設に係る対象区域(当該石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域に限る。)の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付する。

(交付金の交付限度額)

第五条 交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。

- 一 前条第一項に定める交付金 一件当たり四十億円を限度として石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に一キロリットル当たり八百円を乗じて得た金額
- 二 前条第二項に定める交付金 毎会計年度ごとに石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が十萬キロリットル以上の市町村当たり石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に応じて、次の算式により算出して得た金額

石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量 (単位・キロリットル)	算 式
十萬以上百萬未滿	$A = 0.495V + 11.55$
百萬以上二百萬未滿	$A = 0.33V + 28.05$
二百萬以上五百萬未滿	$A = 0.165V + 61.05$
五百萬以上一千万未滿	$A = 0.0385V + 124.3$
一千万以上	$A = 0.0044V + 158.4$
(備考) A = 交付金の交付限度額 (単位・百万円) V = 石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量 (単位・万キロリットル)	

(交付期間等)

第六条 第四条第一項に定める交付金は、石油貯蔵施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該石油貯蔵施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度までの期間に行われる交付対象事業に要する経費について交付するものとする。ただし、経済産業大臣がやむを得ないと認める事由により交付対象事業が当該期間内に終了しないときは、二年を限り、当該期間を超えて交付することができる。

2 第四条第二項に定める交付金は、毎会計年度において行われる交付対象事業に要する経費について交付するものとする。

第七条 前条第一項の交付金は、できる限り、各会計年度に均等に交付するものとする。

第八条 都道府県は、原則として、第四条第一項の交付金にあつては、その四割を、同条第二項の交付金にあつては、その七割を石油貯蔵施設の設置地点が属する市町村が行う公共用の施設の整備の事業に係る間接交付事業に充てなければならない。

(交付金の交付の申請)

第九条 交付金の交付を申請しようとする都道府県は、毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、直接交付事業及び間接交付事業ごとに、様式第一による申請書二通（正本一通及び副本一通）に様式第二による説明書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 都道府県は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第十条 経済産業大臣は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により、都道府県に通知する。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は三箇月とする。

3 第一項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 事業費

イ 工事費

ロ 用地費及び補償費

ハ 調査設計費

ニ 附帯雑費

二 基金造成費

イ 施設整備基金

ロ 維持補修基金

4 経済産業大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 経済産業大臣は、前条第二項のただし書による交付の申請がなされたものについて

は、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第十一条 経済産業大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき、条件を付するものとする。

一 前条第三項の経費の配分の変更（二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の二十パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

二 前条第一項の決定に係る交付対象事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約をする場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第十二条 交付金の交付の申請をした都道府県は、第十条第一項の規定による通知書を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、交付の決定の通知のあつた日から十五日以内に、様式第三による届出書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第十三条 第十条第一項の決定を受けた都道府県（以下「交付対象都道府県」という。）は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第四による報告書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告及び評価報告)

第十四条 交付対象都道府県は、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月二十日）までに、様式第五による実績報告書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 交付対象都道府県は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付対象都道府県は、第一項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第五の二による評価報告書二通（正本一通及び副本一通）を

経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

- 4 経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第十五条 経済産業大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき交付金の額を確定して、交付対象都道府県に通知するものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる交付金に関する事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 交付金事業の名称
- 二 交付金事業の実施場所
- 三 交付金事業の概要
- 四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第十六条 交付対象都道府県は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六による報告書二通（正本一通及び副本一通）をすみやかに経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還期限は、当該命令がなされた日から二十日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利十・九五%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し)

第十七条 経済産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、第十条第一項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 交付対象都道府県が第十一条の規定により付された条件に違反した場合
- 二 交付対象都道府県が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- 三 交付対象都道府県が第十三条、第十四条又は次条の規定に違反した場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付対象都道府県が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分違反した場合
- 五 交付金事業に係る石油貯蔵施設の設置の工事が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第十八条 交付対象都道府県は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付対象都道府県は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第七による申請書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金の支払）

第十九条 交付金は、第十五条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付対象都道府県は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第八による請求書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（交付金事業の経理）

第二十条 交付対象都道府県は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によつて明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日が属する会計年度の終了後五年間保存しておかななければならない。

（交付金調書）

第二十一条 交付対象都道府県は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第九による調書を作成しておかななければならない。

（市町村の合併があつた場合の特例）

第二十二条 対象区域をその一部に含む市町村の合併が行われた場合には、経済産業大臣が都道府県に交付すべき交付金の限度額は、第五条の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われた日の属する年度の翌年度以降十年度の各年度に限り、なお当該市町村の合併前の区域（以下「旧市町村」という。）をもつて存続した場合に算定される額とする。ただし、市町村の合併後に当該区域内において石油貯蔵施設の新設又は増設の工事が開始された場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該市町村の合併前までに新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る交付金 なお旧市町村をもつて存続した場合に算定される額
- 二 当該市町村の合併後に新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る第四条第一項の交付金 合併後の市町村（以下「新市町村」という。）をもつて算定される額
- 三 当該市町村の合併後に新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る第四条第二項の交付金 新市町村における石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に依りて第五条第二号に掲げる算式により算出して得た金額から新市町村において市町村の合併前までに新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に依りて同号に掲げる算式により算出して得た金額を控除した額

2 前項の場合（前項第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）における第三条及び第八条の規定の適用については、第三条第五項中「令第五十条第二項に規定する対象区域」とあるのは、「石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われており、又は行われることが確実であると認められる合併前の市町村の区域及びこれに隣接する合併前の市町村の区域（第四条第一項の交付金において、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められるときは、これらの合併前の市町村の区域及び当該隣接する合併前の市町村の区域に隣接する合併前の市町村の区域）又はこれらの区域をその一部に含む合併後の市町村の「区域」と、第八条中「市町村が行う」とあるのは、「当該市町村の合併前の区域において行われる」とする。

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の石油貯蔵施設立地対策等交付金規則の規定により交付した交付金に係る手続は、なお従前の例による。

別表（第三条関係）

	公 共 用 の 施 設
第四条第一項及び第二項に定める交付金	(一)道路 (二)港湾 (三)漁港 (四)都市公園 (五)水道 (六)スポーツ又はレクリエーションに関する施設 (七)通信施設 (八)環境衛生施設 (九)教育文化施設 (十)医療施設 (十一)社会福祉施設 (十二)国土保全施設 (十三)消防に関する施設 (十四)農林水産業に係る共同利用施設 (十五)商工業その他の産業（農林水産業を除く。）に係る共同利用施設
<p>（備考）</p> <p>一 国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの（一定割合「以内」の割合で 負担又は補助することになっているものを含む。）以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。</p> <p>二 閣議決定に係る公共事業関係長期計画に係る公共用の施設にあつては、それぞれの施設の整備を所管する省庁の施設整備の方針と十分調整されたものであること。</p>	

資源エネルギー庁石油部長運用通達（８．交付対象施設一覧表）

交付規則第４条（第１項・第２項）関係

公 共 用 施 設	公 共 用 施 設 の 内 容
(1)道路	都道府県道、市町村道、防災道路
(2)港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設及びこれらに伴う臨港交通施設、沿岸漁業用の小規模な漁港施設
(3)漁港	沿岸漁港用の小規模な漁港施設
(4)都市公園	遮断緑地（防災遮断帯としての機能を有する都市公園その他の公園、緑地及び避難地としての機能を有する都市公園を含む（これらの公園、緑地内において、これらと一体として整備されるスポーツ又はレクリエーション施設を含む。））、児童公園
(5)水道	上水道、簡易水道
(6)スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、その他これに準ずる施設
(7)通信施設	有線ラジオ放送施設、有線テレビジョン放送施設、無線施設、有線放送電話施設、その他これに準じる施設
(8)環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、排水路、環境監視施設（油濁防止に係る監視施設その他の環境監視施設等）、その他これに準じる施設
(9)教育文化施設	学校、専修学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民族資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、その他これに準じる施設
(10)医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、その他これに準じる施設
(11)社会福祉施設	児童館、保育所、児童遊園地、老人福祉施設、母子福祉施設、その他これに準じる施設
(12)国土保全施設	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、森林保安施設、海岸保全施設、河川、砂防施設
(13)消防に関する施設	消防署（分遣所を含む）、消防団詰所、消防車車庫、消防車、消防艇、消防用ホース、消防用無線機器、防火衣、大型高所放水車、高規格救急自動車、救急車、救急高度化推進医療機器、その他これに準じる施設
(14)農林水産業に係る共同利用施設	農道、林道、農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所、養魚施設、選果場、稚蚕飼育所、農林漁業者の生活改善のための普及、展示等の施設、養魚施設、共同貯蔵所、その他これに準じる施設
(15)商工業その他の産業（農林水産業を除く。）に係る共同利用施設	職業訓練施設、商工会館、物産館、その他の普及・展示等の施設、市場、荷さばき場、駐車場、その他これに準じる施設

○熊本県補助金等交付規則

昭和56年7月23日
規則第34号
〔財政課〕

熊本県補助金等交付規則をここに公布する。
熊本県補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
 - (2) 利子補給金(別に定めるものを除く。)
 - (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 補助事業等の目的
 - (3) 補助事業等の内容及び経費の配分(第7条において「補助事業等の内容等」という。)
 - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - (5) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規

定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) その他知事が必要と認める条件

2 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付けたときは、間接補助事業者等に対し、これを履行するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第7条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別に定める変更事由が生じたときは、別に定めるところにより、変更申請書に事業変更計画書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めたときは、その承認をすることができる。この場合において、補助金等の交付決定額の変更を必要とするときは、補助金等の交付の変更決定をするものとする。

3 第5条及び前条の規定は、前項の変更の承認及び変更決定について準用する。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、補助事業者等に対し補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事

業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の請求等)

第16条 補助事業者等は、補助金等の請求をしようとするとき(補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときを含む。)は、別に定めるところにより、請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払に係る請求書の提出があった場合において、概算払又は前金払をすることが適当であると認めるときは、補助金等の交付の決定額の範囲内において補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第20条の2 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平8規則30・追加)

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(立入検査等)

第22条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(証拠書類の保管)

第23条 補助事業者等は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を別に定める期間保管しなければならない。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。